

令和 8 年 4 月 23 日
道路・交通計画部
道路事業推進課

世田谷区主要生活道路 106 号線（恵泉付近）土地収用案件に係る今後の対応について

1. 主旨

世田谷区主要生活道路 106 号線（恵泉付近）の道路事業においては、事業用地の取得と整備が進む中、任意での用地取得が困難な状況であったことから、区では、平成 22 年 8 月より土地収用法（以下「法」という。）に基づく手続きを進め、平成 24 年 11 月には土地の権利取得裁決、平成 29 年 1 月には土地の明渡裁決を得て、残る事業用地の取得を行ってきた。

区では、令和 10 年 3 月末の事業完成を目指し土地の明渡しを受けるべく、道路開通による環境悪化を懸念する「恵泉裏地域の環境を守る会」（以下「守る会」という。）等との話し合いの密度を高めるとともに、並行して行政代執行に関する課題の整理を進めてきたところである。

その結果、区と守る会代表である相手方との間で、令和 9 年 3 月末までに相手方が自主的に土地を明け渡すこと等について合意に至り、この度、その内容を証する書面として合意書を双方にて取り交わした。ついては、その合意概要及び今後の対応について報告する。

2. 事業の概要

- (1) 名 称 世田谷区主要生活道路 106 号線（恵泉付近）
- (2) 事業地 世田谷区経堂三丁目地内、船橋五丁目地内 ※別紙 1 「案内図」参照
- (3) 事業期間 昭和 41 年 4 月 2 日～令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 延長・幅員 延長 269.8m 計画幅員 11m
- (5) 用地取得率 100%（令和 8 年 4 月時点）

3. これまでの経過（土地収用手続きの主な経過）

- 平成 22 年 8 月 事業認定申請（法第 16 条）
- 平成 23 年 2 月 事業認定（法第 20 条）
- 平成 24 年 1 月 裁決申請（法第 39 条第 1 項）
- 11 月 権利取得裁決（法第 48 条第 1 項）
- 平成 25 年 1 月 土地所有権移転登記（法第 101 条）
- 平成 26 年 12 月 明渡裁決の申立て（法第 47 条の 2 第 3 項）
- 平成 29 年 1 月 明渡裁決（法第 49 条第 1 項）

4. 収用した土地（明渡し対象の土地）の所在

世田谷区経堂三丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		備 考
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
1064 番 46	宅地	宅地	121.08	121.08	裁決に基づき平成 25 年 1 月 21 日に区に所有権移転登記

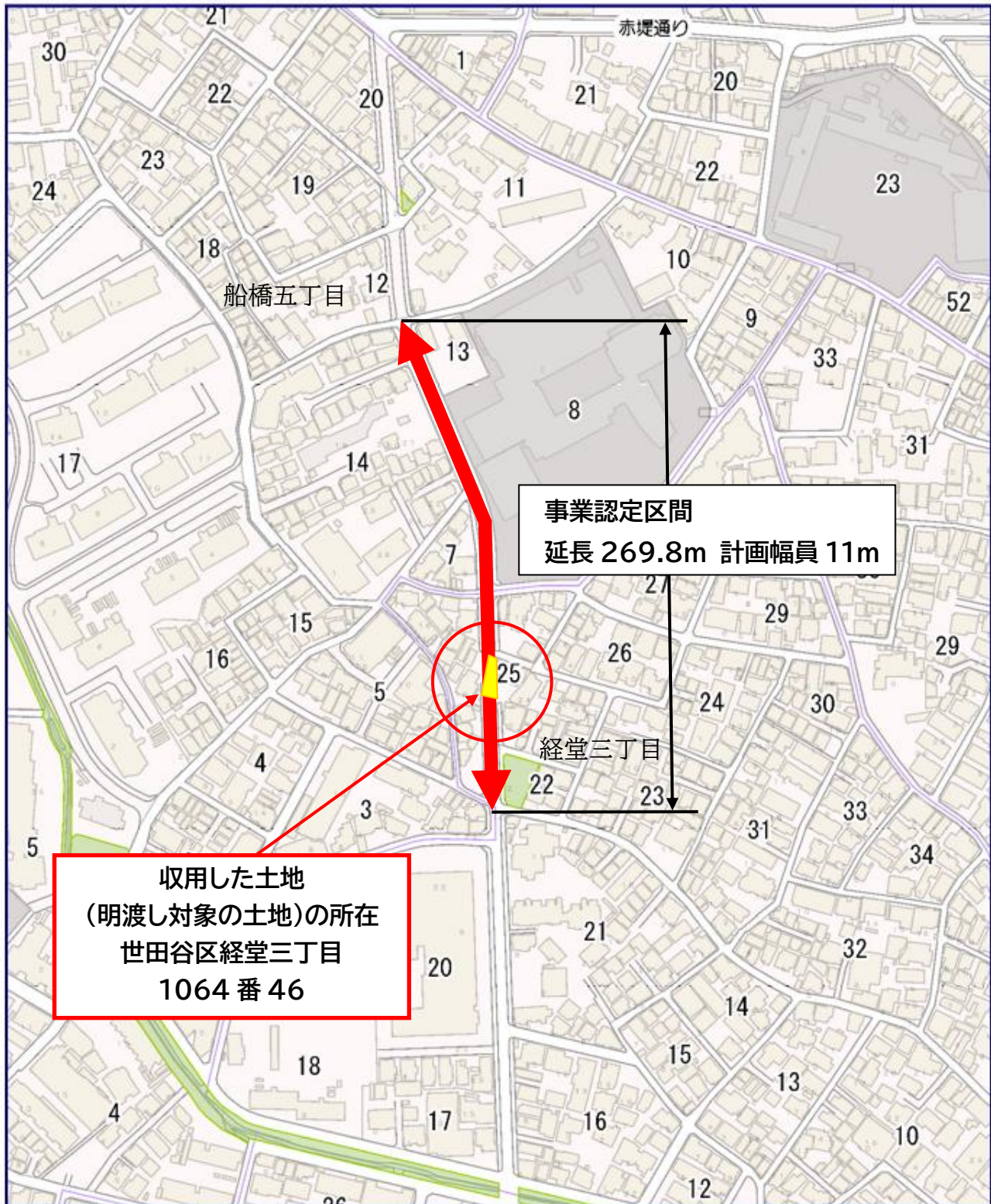
5. 合意の概要 ※別紙 2、3 参照

6. 今後の予定

令和 8 年 4 月～ 相手方による土地引渡しに向けた準備及び更地化工事
 令和 9 年 4 月～ 道路築造工事の実施
 令和 10 年 4 月以降 未供用（未開通）部分の供用開始

案 内 図

世田谷区主要生活道路 106 号線(恵泉付近)



《土地の引き渡し及び樹木移植に関すること》			
【世田谷区】		【相手方】	
令和8年9月末 までに実施	・ 障害物の除去に必要な技術的助言に努める ・ 「先行提供地」内の樹木の「隣接区有地」への移設を承諾する	・ 「先行提供地」を更地化し区へ引き渡す ・ 移植が可能な「先行提供地」内の樹木を自己負担で「隣接区有地」に移植できる	
	・ 障害物の除去に必要な技術的助言に努める ・ 「残余地」内の樹木の「隣接区有地」への移植を承諾する	・ 「残余地」を更地化し区へ引き渡す ・ 移植が可能な「残余地」内の樹木を自己負担で「隣接区有地」に移植できる	
令和9年3月末 までに実施		・ 樹木の適切な管理に努める ・ 樹木の所有権を放棄し、枯損等に異議申し立てをしない	

《道路整備・広場整備に関すること》		
【世田谷区】		
令和9年3月末 までに実施	先行暫定整備	隣接区有地の広場整備
	・ 将来の道路形状に順じ歩道と車道を区分し暫定整備する ・ 車道には通行制限の措置を講じる（自転車、緊急車両は通行可）	・ 地域住民に親しまれる広場として整備するための計画立案を行う ・ 地域住民の参加・協働(ワークショップ等)で進める ・ 移植樹木を活用する ・ 南側私道の車両の通り抜け防止措置を講ずる
	交通安全対策	
	・ 地域住民の参加・協働により街歩き等を実施し、十分な安全対策を検討する	
	地下水保全・効果検証	
・ 道路建設においては調査を行い、地下水に支障がないよう保全に努める ・ 道路開通後3年以内に利用状況・効果検証を行い必要に応じて改善、「隣接区有地」も利用実態を踏まえ必要に応じて改善に努める		

《遵守、解除、疑義に関すること》	
【世田谷区】	【相手方】
合意が成立した場合、区は行政代執行請求手続きを一時停止する ただし合意が解除された場合、 区が手続きに着手することについて相手方は異議を述べない	

本合意書の合意を解除できる	・ 令和8年9月末までに「先行提供地」を引き渡さなかった場合（移植適期や施工業者確保困難等の合理的理由で困難な場合を除く） ・ 令和9年3月末までに「残余地」を引き渡さなかった場合
---------------	--

合意事項を誠実に履行・遵守し、疑義や不測の事態が生じたとき、 定めのない事項は、誠意をもって協議して定める
--

別紙3

